

## [事案 24-135] 更新契約無効請求

・平成 25 年 2 月 27 日 裁定打切り

### <事案の概要>

契約者の了承なく特約更新手続が行われていたことを理由に、更新手続の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 17 年 5 月に定期保険特約の更新手続が行われているが、同手続は、募集人と兄との間で行われたものであり、契約者である自分は了承していない。よって、定期保険特約の更新手続の取消しと、更新時点に遡って新たな保険契約に加入し、その新契約と本件契約の保険料の差額の返還を求める。

### <保険会社の主張>

募集人に事実確認を行ったところ、本件特約更新時期に、毎月本件契約の保険料を収集していた申立人の兄に対し、申立人との面会を求めたが、強く面談を拒否され、その際、申立人の兄から「更新については申立人と相談する。」と言われ、やむを得ず更新の関係書類を申立人の兄に預け、後日、申立人との間で相談がなされたものと思い、申立人の兄から署名・押印された書類を回収した事実が明らかになった。

上記事実に加え、下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人は、平成 22 年 2 月に通知先住所を申立人の兄の自宅から申立人本人の自宅に変更しており、その後当社から毎年送付している契約内容の詳細を記載した総合通知により、申立人は保障内容を確認する機会があった。
- (2) 申立人は、平成 23 年 11 月に保険証券再発行の手続を行い、保険証券の再交付により保障内容を知った上で、平成 23 年 12 月より保険料を申立人自身の銀行口座から支払っている。
- (3) 申立人は、平成 23 年 11 月に死亡保険金受取人を申立人の兄から申立人の妻に変更しており、さらに、平成 22 年 10 月から平成 24 年 5 月にかけて手術や入院の給付金の請求を計 6 回行い、給付金を受け取っている。
- (4) 以上の事実から、定期保険特約の更新が取消し得るものであったとしても、契約について追認があったものと判断する。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、本件は指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号に基づき、裁定打切り通知にて理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 保険会社は、本件特約更新手続が不適切であったことを認めたとうえで、申立人に本件特約更新手続の追認があった旨主張し、申立人の保険料返還請求を拒絶していることから、本件特約更新手続についての追認行為の有無が主たる争点となるが、保険料を返還する場合の返還先も争点となる。
- (2) 本件では、定期保険特約部分について、第三者によって無断で更新手続がなされていることが認められることから、契約者である申立人が、更新された定期保険特約部分が有効であることを前提とした行為をした場合に、追認行為があったものと認められる。

- (3) この点、定期保険特約部分は、本件申立がなされた時点においても保険料が払い込まれ、有効に継続していることから、申立人によって、更新された定期保険特約部分が有効であることを前提とした行為がなされているともいえるが、本件契約の保険料は、少なくとも平成 23 年 12 月以降は、申立人本人の原資によって支払われているものの、申立人から提出された証拠によれば、本件契約締結時から平成 23 年 11 月分までの保険料については、申立人本人の原資によるのか、それとも申立人の兄の原資によるのかについて争いがあることが推認され、誰の財産によって支払われた保険料であるのかが明確でない。
- (4) 仮に、それが申立人の兄の原資であった場合は、申立人の追認があったものとは認められず、本件契約の権利帰属主体が実質的には申立人の兄である可能性も生じることから、平成 23 年 11 月以前の本件契約の保険料の原資の帰属が確定されないまま、申立人の本件申立によって本件契約の帰属を決してしまうと、申立人の兄である「第三者」の「重大な利害関係」を害してしまうおそれがあり、また、申立人の主張が認められた場合には、申立人が求める差額保険料を返還することになるが、同様に保険料の原資の帰属が確定されなければ、保険料を、保険料出捐者以外の者に返還してしまうおそれがあり、「第三者」の「重大な利害関係」を害してしまうおそれがある。
- (5) 当事者から提出された証拠によっては、この保険料は、募集人が申立人の「兄経営の店まで集金しに来て」いたことは判るものの、これの原資が「共有財産の利益」であるのか、それとも申立人の「兄の金」であるのかが判然としないことから、これを確定することができないが、この原資の出所がどちらであるにせよ、少なくとも「第三者」である申立人の兄の財産に関係があり、この原資の帰属を確定することに関して、第三者が重大な利害関係を有していることが窺える。
- (6) したがって、これを確定するためには、「第三者」である申立人の兄の手続的保障（主張・立証の機会）が不可欠であると認められるが、裁判外紛争処理機関である当審査会においては係る手続的保障は用意されておらず、申立人の兄の利害関係を害さないよう、平成 23 年 11 月以前の本件契約の保険料の原資の帰属を確定することは困難であることから、裁判手続によって解決することが妥当であると思料する。